○財務省・農林水産省・経済産業省令第四号

農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第十八条第一項、第十九条第一項、第二十一条第一項、第二十二条第一項及び第三十四条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、農業競争力強化支援法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志

農業競争力強化支援法施行規則の一部を改正する省令

農業競争力強化支援法施行規則（平成二十九年農林水産省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第五、様式第十二、様式第十六、様式第二十三から様式第二十七まで及び様式第三十を次のように改める。

様式第一（第４条関係）

事業再編計画の認定申請書

年　月　日

主務大臣　名　殿

住　所
名　称
代表者の氏名

農業競争力強化支援法第18条第１項の規定に基づき、事業再編計画について認定を受けたいので申請します。

記

１．事業再編の目標
２．事業再編の内容
３．事業再編の実施時期
４．事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法
５．事業再編に伴う労務に関する事項
６．その他

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

１．事業再編の目標

(1) 事業再編に係る事業の目標（事業再編を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。

(2) 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に関する数値目標（任意の指標を設定する。）並びに生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標（事業再編又は事業参入の促進の実施に関する指針（平成29年農林水産省・経済産業省告示第４号）に規定する具体的な指標を用いる。）を記載する。

２．事業再編の内容

(1) 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の内容その他事業再編に係る事業の内容を記載する。

①　事業再編計画の対象となる事業を記載する。

②　農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号。以下「法」という。）第２条第５項第１号の措置と同項第２号の農業生産関連事業の方式の変更とに分けて事業再編計画の具体的内容を要約的に記載する。

③　②の記載中において、次の説明を記載する。

イ　当該事業再編による生産性の向上が当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。

ロ　一般消費者及び他の事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

④　良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の取組内容を記載する。

⑤　④の記載中において、次の説明を記載する。

イ　良質かつ低廉な農業資材の供給の取組と農産物の生産コストの低減との因果関係

ロ　農産物流通等の合理化の取組と農産物の販売コストの低減又は農業経営の安定・発展との因果関係

(2) 事業再編を行う場所の住所を記載する。

(3) 関係事業者又は外国関係法人が共同して事業再編を実施する場合には、その名称及び当該関係事業者又は当該外国関係法人が農業競争力強化支援法施行規則（平成29年農林水産省・経済産業省令第１号。以下「規則」という。）第１条第２項の関係事業者又は同条第３項の外国関係法人であることの説明を記載する。

(4) 別表１により、事業再編を実施するための措置の内容については、法第２条第５項第１号の措置及び同項第２号の農業生産関連事業の方式の変更ごとに法第２条第５項第１号及び第２号並びに規則第１条第１項各号に掲げる措置に照らして記載する。